

V 個人情報保護審査会答申の概要

答申第10号(概要)

- 1 **件名** 子ども記録票、虐待通告(相談)受付票、送致書、支援記録(経過記録・心理面接記録)、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票、心理診断、支援会議票及びWISC-IV記録用紙(日本版WISC-IVワークブック1、日本版WISC-IVワークブック2含む)に係る〇〇さん(以下「本件児童」という。)の情報
- 2 **請求者** 高知県内の個人
- 3 **請求年月日** 平成26年5月7日
- 4 **原決定年月日** 平成26年5月21日
- 5 **決定の内容** 部分開示決定
- 6 **異議申立年月日** 平成26年5月22日
- 7 **部分開示決定理由**

非開示とした通告時の記録の一部については、児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律第82号)第7条により、「児童相談所が児童に係る通告(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなす)を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所の所長、所員その他の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めていることから、条例第16条第1項第1号に該当し非開示とした。

また、非開示とした本件児童(本人)の発言内容等は、異議申立人に開示することにより、本件児童(本人)の利益を害すると認められるため、条例第16条第1項第3号に該当し非開示とした。

非開示とした子ども記録票、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票、心理診断及びWISC-IV記録用紙の一部については、仮に開示がなされるとした場合に、本件児童が自身の発言を差し控えるなど、今後の児童と児童相談所職員との面接等が成り立たなくなるおそれのあることや、児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要となる児童の意思等を記録しにくくなることから、当該ケースや将来の同種のケースにおいて児童の安全確保を図る児童相談所における公正又は円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第1項第7号アに該当し非開示とした。

非開示とした児童相談所内部または関係機関との連絡、協議、評価等に関する部分については、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定を行うことが困難となり、児童の処遇等の決定についての意思決定が阻害されるおそれがあるため、条例第16条第1項第7号ウに該当し非開示とした。
- 8 **異議申立ての趣旨**

本件部分開示決定の取消しを求める。
- 9 **諮問年月日** 平成26年5月28日
- 10 **答申年月日** 平成26年12月5日

11 審査会の結論 部分開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

本件個人情報、児童福祉法第 10 条及び第 12 条の規定に基づいて市町村及び県が設置する児童相談所の業務において作成された公文書に記載されている一時保護児童に関する個人情報である。

なお、本件開示請求及び異議申立ては、法定代理人である父親が、一時保護を受けた子本人に代わって行ったものである。

本件個人情報のうち通告した者を特定できる内容については、児童虐待の防止等に関する法律第 7 条に「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定められていることから、条例第 16 条第 1 項第 1 号に該当する。

本件個人情報のうち非開示とした本件児童の発言内容等には、本件児童が自身の私生活、家庭環境、家族に関することや心情等に関して児童相談所の職員に話した内容又は本件児童本人が書いた内容が記載されている。

そして、本件個人情報は児童相談所が虐待通告を受け、職権により一時保護を行った際に作成された情報であり、法定代理人と本件児童本人との利益は必ずしも一致するものではないと史料する。

したがって、本件児童の発言内容等を異議申立人に開示することは、本件児童本人の利益を害すると認められ、条例第 16 条第 1 項第 3 号に該当する。

本件個人情報のうち非開示とした子ども記録票、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票、心理診断及び WISC-IV 記録用紙の一部については、全体として児童相談所の調査、診断、判定又はそれに基づいた処遇、相談援助の業務記録となっており、検討する上で貴重な資料となっている。仮に、これらの情報が開示されることとなった場合、本件児童が自身の発言を差し控えるなど、今後の児童と児童相談所職員との面接等が成り立たなくなるおそれのあることや、児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要となる児童の意思等を記録しにくくなることから、当該ケースや将来の同種のケースにおいて児童の安全確保を図る児童相談所における公正又は円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 16 条第 1 項第 7 号アに該当する。

本件個人情報のうち非開示とした児童相談所内部または関係機関との連絡、協議、評価等に関する部分については、全体として児童相談所の調査、診断、判定又はそれに基づいた処遇、相談援助の業務記録となっており、検討する上で貴重な資料となっている。仮に、これらの情報が開示されることとなった場合、児童の処遇等の決定についての意思決定が不当に阻害されるおそれがあり、率直な意見交換若しくは意思決定を行うことが困難になると認められ、条例第 16 条第 1 項第 7 号ウに該当する。

答申第 11 号 (概要)

- 1 **件名** 子ども記録票、虐待通告（相談）受付票、送致書、支援記録（経過記録）、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票及び支援会議票に係る〇〇さんの情報
- 2 **請求者** 高知県内の個人
- 3 **請求年月日** 平成 26 年 5 月 7 日
- 4 **原決定年月日** 平成 26 年 5 月 21 日
- 5 **決定の内容** 部分開示決定
- 6 **異議申立年月日** 平成 26 年 5 月 22 日
- 7 **部分開示決定理由**

非開示とした通告時の記録の一部については、児童虐待の防止に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 7 条により、「児童相談所が児童に係る通告（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の規定による通告とみなす）を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所の所長、所員その他の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めていることから、条例第 16 条第 1 項第 1 号に該当し非開示とした。

また、非開示とした本件児童（本人）の発言内容等は、異議申立人に開示することにより、本件児童（本人）の利益を害すると認められるため、条例第 16 条第 1 項第 3 号に該当し非開示とした。

非開示とした子ども記録票、行動記録、児童行動観察、日誌及び一時保護児童行動観察票の一部については、仮に開示がなされるとした場合に、本件児童が自身の発言を差し控えるなど、今後の児童と児童相談所職員との面接等が成り立たなくなるおそれのあることや、児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要となる児童の意思等を記録しにくいこととなることから、当該ケースや将来の同種のケースにおいて児童の安全確保を図る児童相談所における公正又は円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 16 条第 1 項第 7 号アに該当し非開示とした。

非開示とした児童相談所内部または関係機関との連絡、協議、評価等に関する部分については、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定を行うことが困難となり、児童の処遇等の決定についての意思決定が阻害されるおそれがあるため、条例第 16 条第 1 項第 7 号ウに該当し非開示とした。

8 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定の取消しを求める。

- 9 **諮問年月日** 平成 26 年 5 月 28 日
- 10 **答申年月日** 平成 26 年 12 月 5 日
- 11 **審査会の結論** 部分開示とした決定は妥当である。
- 12 **審査会の判断概要**

本件個人情報、児童福祉法第 10 条及び第 12 条の規定に基づいて市町村及び県が設置する児童相談所の業務において作成された公文書に記載されている一時保護児童に関する個人情報である。

なお、本件開示請求及び異議申立ては、法定代理人である父親が、一時保護を受けた子本人に代わって行ったものである。

本件個人情報のうち通告した者を特定できる内容については、児童虐待の防止等に関する法律第7条に「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定められていることから、条例第16条第1項第1号に該当する。

本件個人情報のうち非開示とした本件児童の発言内容等には、本件児童が自身の私生活、家庭環境、家族に関することや心情等に関して児童相談所の職員に話した内容又は本件児童本人が書いた内容が記載されている。

そして、本件個人情報は児童相談所が虐待通告を受け、職権により一時保護を行った際に作成された情報であり、法定代理人と本件児童本人との利益は必ずしも一致するものではないと思料する。

したがって、本件児童の発言内容等を異議申立人に開示することは、本件児童本人の利益を害すると認められ、条例第16条第1項第3号に該当する。

本件個人情報のうち非開示とした子ども記録票、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票の一部については、全体として児童相談所の調査、診断、判定又はそれに基づいた処遇、相談援助の業務記録となっており、検討する上で貴重な資料となっている。仮に、これらの情報が開示されることとなった場合、本件児童が自身の発言を差し控えるなど、今後の児童と児童相談所職員との面接等が成り立たなくなるおそれのあることや、児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要となる児童の意思等を記録しにくくなることから、当該ケースや将来の同種のケースにおいて児童の安全確保を図る児童相談所における公正又は円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第16条第1項第7号アに該当する。

本件個人情報のうち非開示とした児童相談所内部または関係機関との連絡、協議、評価等に関する部分については、全体として児童相談所の調査、診断、判定又はそれに基づいた処遇、相談援助の業務記録となっており、検討する上で貴重な資料となっている。仮に、これらの情報が開示されることとなった場合、児童の処遇等の決定についての意思決定が不当に阻害されるおそれがあり、率直な意見交換若しくは意思決定を行うことが困難になると認められ、条例第16条第1項第7号ウに該当する。

答申第 12 号 (概要)

- 1 件名 心理検査そのものと判定結果に係る〇〇さんの情報
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成 26 年 5 月 7 日
- 4 原決定年月日 平成 26 年 5 月 21 日
- 5 決定の内容 不存在決定
- 6 異議申立年月日 平成 26 年 5 月 22 日
- 7 不存在決定理由

児童相談所には、心理面接や心理検査を受けた者のみに、心理面接記録や心理診断及び心理検査時に使用する検査用紙が個人情報の文書として存在する。この心理診断及び心理検査は、保護のケースによりその要否を判断し、実施しているものであり、全てのケースで実施しているわけではない。

そして、本件児童については、これまでに児童相談所で心理面接や心理検査を全く実施していないため、これらの文書は存在しない。

8 異議申立ての趣旨

本件不存在決定の取消しを求める。

- 9 諮問年月日 平成 26 年 5 月 28 日
- 10 答申年月日 平成 26 年 12 月 5 日
- 11 審査会の結論 不存在とした決定は妥当である。
- 12 審査会の判断概要

実施機関によれば、保護に至る経緯には、緊急性があつて直ちに保護する場合、計画的に目的性を持って保護する場合、行動観察により子どもの状態を見極める場合など様々なケースがあり、その内容や目的等により心理検査等の要否を判断しているとのことである。

本件については保護期間が 12 日間であり、その間、児童相談所で親族を含めて話し合いをする中で、一定家族で責任を持って対応するとの申し出があつたことなどから、検討の結果、本件児童に対する心理面接や心理検査等を行う必要性はないと判断したものであるという実施機関の主張に不合理な点はなく、本件個人情報の記録は存在しないものと認められる。

答申第 13 号 (概要)

- 1 件名 私が暴力団等の反社会的勢力に関係しているとされているか否かわかる文書
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成 26 年 6 月 9 日
- 4 原決定年月日 平成 26 年 6 月 23 日
- 5 決定の内容 個人情報 の 存否を明らかにしない決定
- 6 審査請求年月日 平成 26 年 7 月 7 日
- 7 個人情報の存否を明らかにしない決定理由

審査請求の対象となった個人情報開示請求は、請求人本人である特定の個人に係る情報収集活動に関する情報である。

そもそも、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、本人への通知等は予定されていないものであり、仮に、本件個人情報のような特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かわかる情報が開示されることとなれば、警察による実態把握状況、情報収集能力、警察の関心事項や活動重点、それらの進捗状況等、警察の情報収集活動の実態が明らかになってしまうおそれがある。

さらに、警察が入手した情報に関し、その情報源である情報提供者や捜査協力者等の存在が推認されたり、特定に至るおそれがあり、情報提供者等と警察官との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがある上、特定の個人が所属する集団等からの組織的な報復行為等により、情報提供者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれが高い。

このような状況になれば、犯罪行為を企図している者等が警察が未把握の人物を利用するなどして秘密裡に犯罪を敢行したり、証拠隠滅を図るなど、犯罪の潜在化及び巧妙化を一層助長するおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等今後の警察活動に著しい支障を及ぼすこととなり、ひいては公共の安全と秩序の維持に甚大な支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

したがって、本件開示請求に係る情報は、条例第 16 条第 1 項第 5 号に該当する。

また、本人からの個人情報の開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存在を確認した上で、存在している場合は開示又は非開示の決定を行い、存在していなければ存在していない旨を回答するのが原則であるが、本件開示請求は、請求人自身が、暴力団等の反社会的勢力に関係しているとされているか否かわかる公文書についての請求である。当該請求に対し、通常 の 取扱いに従い、対象公文書が存在する場合に非開示理由を示して部分開示決定を行ったとすると、少なくとも、「請求人自身が反社会的勢力に関係している」という情報が公開されることとなる。逆に対象公文書が存在しない場合に公文書の不存在決定を行ったとすると、「請求人自身が反社会的勢力に関係していない」という情報が公開されることとなる。

つまり、本件開示請求に対し、対象個人情報が存在しているか否かを答えることは、必然的に当該請求人に係る警察による調査実態や調査事実の存否を明らかにすることとなり、請求人が暴力団等の反社会的勢力に関与しているとして把握されている事実の有無が明らかとなる結果、犯罪行為を企図している者等に対する捜査等の今後の

警察活動に支障が生じ、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 16 条第 1 項第 5 号に定める非開示情報を開示することと同一の結果を招くこととなる。

したがって、本件開示請求に対し、対象個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 16 条第 1 項第 5 号の犯罪予防・捜査等情報を開示することとなることから、本件開示請求は条例第 18 条に該当するため、存否応答拒否決定としたものである。

8 審査請求の趣旨

本件個人情報の存否を明らかにしない決定の取消しを求める。

9 諮問年月日 平成 26 年 7 月 16 日

10 答申年月日 平成 26 年 12 月 5 日

11 審査会の結論 個人情報の存否を明らかにしないとした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

本件個人情報は、審査請求人本人である特定の個人に係る情報収集活動に関する情報であり、これが開示されることになれば、警察による実態把握状況、情報収集能力、警察の関心事項や活動重点、それらの進捗状況等、警察の情報収集活動の実態が明らかになってしまう可能性が認められる。

その結果、犯罪行為を企図している者等に対する捜査等の今後の警察活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるということができ、本件個人情報は条例第 16 条第 1 項第 5 号の規定に該当すると認められる。

本件開示請求に対し、本件個人情報が存在する場合に非開示理由を示して部分開示決定を行ったとすると、少なくとも、「審査請求人自身が反社会的勢力に関係している」という情報が公開されることになる。逆に、本件個人情報が存在しない場合に公文書の不存在決定を行ったとすると、「審査請求人自身が反社会的勢力に関係していない」という情報が公開されることとなる。つまり、本件開示請求に対し、本件個人情報が存在しているか否かを答えることは、審査請求人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

したがって、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かがわかる情報は条例第 16 条第 1 項第 5 号の非開示情報に該当することから、条例第 18 条の規定により、個人情報の存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。